

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------------------|
| 4 | 特別給付金・特別弔慰金に関する事務 基礎項目評価書【令和6年3月5日終了】 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚生労働大臣は、戦没者等の妻に対する特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金、戦没者の父母等に対する特別給付金及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(以下「特別給付金・特別弔慰金」という。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報を適切に管理し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令等を遵守し、システム上の整備をはじめ必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

令和2年4月以降は、上記の事務について個人番号を利用しないため、新たに個人番号の取得は行わず、令和2年3月末までに取得した特定個人情報を保管することとしている。

評価実施機関名

厚生労働大臣

公表日

令和6年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|--|
| ①事務の名称 | 特別給付金・特別弔慰金に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・厚生労働省及び都道府県は、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭和38年法律第61号。以下「戦没妻法」という。)、 「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭和41年法律第109号。以下「戦傷妻法」という。)、 「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」(昭和42年法律第57号。以下「戦没父母法」という。)及び「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」(昭和40年法律第100号。以下「特弔法」という。)に基づく事務を行う。特別給付金・特別弔慰金について、都道府県及び市区町村が行う事務は、地方自治法に規定する第1号法定受託事務である。</p> <p>・戦没妻法による特別給付金は、先の大戦で、一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった戦没者等の妻に対して、国として特別の慰藉を行うため支給している。</p> <p>・戦傷妻法による特別給付金は、長年にわたり、先の大戦で障害を負った夫の介助・看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた戦傷病者等の妻に対して、国として特別の慰藉を行うため支給している。</p> <p>・戦没父母法による特別給付金は、先の大戦で、子又は孫を亡くして子孫が絶え、寂寥感や孤独感と闘ってきた戦没者等の父母(祖父母)に対して、国として特別の慰藉を行うため支給している。</p> <p>・特弔法による特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の遺族に対して、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年及び70周年となる特別の機会を捉え、国として弔慰を表すため支給している。</p> <p>各機関ごとに行う事務は以下のとおりであり、このうち、令和2年3月末まで個人番号を利用して行っていた事務は、①～③の事務である(令和2年4月以降は、個人番号を利用していない)。特定個人情報ファイルは、厚生労働省が保有する。</p> <p>【市区町村】</p> <p>①請求者から個人番号の記載された請求書を受け付け、書類の不備等を確認し、居住地都道府県に送付する。</p> <p>【都道府県】</p> <p>②居住地都道府県は、請求者の居住地の市区町村から送付された請求書類を受け付け、請求書の内容を援護システムに入力し、請求書類を本籍地都道府県に送付する。</p> <p>③本籍地都道府県は、居住地都道府県から送付された請求書類を受け付け、請求書の内容を審査・裁定し、援護システムに裁定情報を入力し、厚生労働省に裁定報告を行う。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>④厚生労働省は、本籍地都道府県が入力した裁定関係データを確認し、財務省に国債の発行請求を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 援護システム(援護国債サブシステム) |

2. 特定個人情報ファイル名

弔慰金等データファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第一の第40の項(戦没妻法関係事務)、同48の項(特弔法関係事務)、同50の項(戦傷妻法関係事務)、同53の項(戦没父母法関係事務)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号法別表第一省令」という。)</p> <p>第31条(戦没妻法関係事務)、第39条(特弔法関係事務)、第41条(戦傷妻法関係事務)、第42条(戦没父母法関係事務)</p> <p>○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)</p> <p>第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)、別表第一の78の3(戦没妻法関係事務)、78の5(特弔法関係事務)、78の6(戦傷妻法関係事務)、78の7(戦没父母法関係事務)</p> <p>第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、別表第二の5の30(戦没妻法関係事務)、5の31(特弔法関係事務)、5の32(戦傷妻法関係事務)、5の33(戦没父母法関係事務)</p> <p>第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)、別表第三の7の15(戦没妻法関係事務)、7の17(特弔法関係事務)、7の18(戦傷妻法関係事務)、7の19(戦没父母法関係事務)</p> <p>第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、別表第四の4の30(戦没妻法関係事務)、4の31(特弔法関係事務)、4の32(戦傷妻法関係事務)、4の33(戦没父母法関係事務)</p> <p>第30条の15(本人確認情報の利用)、別表第五の10の6(戦没妻法関係事務)、10の8(特弔法関係事務)、10の9(戦傷妻法関係事務)、10の10(戦没父母法関係事務)</p> |
|--------|---|

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|--------------------------|--|
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 厚生労働省社会・援護局援護・業務課 |
| ②所属長の役職名 | 援護・業務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | ○厚生労働省 大臣官房総務課公文書監理・情報公開室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 Tel: 03-5253-1111(内線7129、7128) (http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 厚生労働省 社会・援護局援護・業務課 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 03-5253-1111(内線3445) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [30万人以上] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年7月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年7月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書及び全項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

